

○総務省告示第六十六号

全国家計構造調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）第十四条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県のうち、同表の中欄に掲げる町について、令和元年全国家計構造調査における調査を行う期間を、同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和二年三月十三日

総務大臣 高市 早苗

宮城県	都道府県名
丸森町	市町村名
令和元年九月一日から令和二年三月三十一日まで	調査を行う期間